

○厚生労働省令第四十九号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）を実施するため、医療法施行規則及び医療法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医療法施行規則及び医療法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（医療法施行規則の一部改正）

第一条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の三中「及び第四項」を「から第六項まで及び第八項から第十一項まで」に、「第二十三条」を「並びに第二十三条」に、「並びに第二十二條の四の二」を「第二十一条の二第二項及び第三項並びに第二十一条の四」に改め、「指定都市」と「の下に「、第二十二條の四の二中「都道府県の」とあるのは「指定都市の」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と」を加える。

（医療法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（療養病床を有する診療所の従業者の員数の標準に係る経過措置）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第二十三条の二 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第五条の二十三の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市が医療に関する事務を処理する場合においては、前条中「都道府県」とあるのは、「指定都市」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、次の各号に掲げる規定に基づく指定都市の条例が制定施行されるまでの間は、当該指定都市の属する都道府県が当該各号に定める規定に

基づき条例で定める基準は、当該指定都市が次の各号に掲げる規定に基づき条例で定める基準とみなす。

一 第一条の規定による改正後の医療法施行規則（次号において「新規則」という。）第四十三条の三の

規定により読み替えて適用される医療法施行規則第二十一条の二 医療法施行規則第二十一条の二

二 新規則第四十三条の三の規定により読み替えて適用される医療法施行規則第二十一条の四 医療法施

行規則第二十一条の四

三 第二条の規定による改正後の医療法施行規則等の一部を改正する省令附則第二十三条の二の規定によ

り読み替えて適用される同令附則第二十三条 医療法施行規則等の一部を改正する省令附則第二十三条